

旧規則別表第5（規則附則第4項関係）

別表第5

用水設備のストレーナーの位置	地表面した10メートル以浅
揚水機の吐出口の断面積	6平方センチメートルをこえ、19平方センチメートル以下
備考 この揚水規制基準は、次の各号に掲げる揚水設備について、当該各号に掲げる日から適用する	
(1) 指定地域の指定の日以後にあらたに設置された揚水設備	設置された日
(2) 指定地域の指定の際現に設置されている揚水設備（以下この表において「既設揚水設備」という。）であつて、指定の日以後において当該揚水設備につき条例第25条第2項第4号又は第5号に掲げる事項を変更した場合における当該変更後のもの	変更した日
(3) 既設揚水設備であつて、附表の第1号地域において第18条第2号又は第3号に該当する地下水の採取の用に供されているものの（前各号に該当するものを除く。）	昭和50年11月16日
(4) 既設揚水設備であつて、附表の第2号地域において第18条第2号又は第3号に該当する地下水の採取の用に供されているものの（第2号に該当するものを除く。）	昭和51年11月16日

附表

第1号地域	中村区（日本国有鉄道東海道本線（以下「東海道本線」という。）以西の区域に限る。）、中区（東海道本線以西の区域に限る。）、瑞穂区（東海道本線以西の区域に限る。）、熱田区（東海道本線以西の区域に限る。）、中川区（東海道本線以西の区域に限る。）、港区、南区（東海道本線以西の区域に限る。）、及び緑区（東海道本線以西の区域に限る。）の区域
第2号地域	千種区（市道大幸谷口線、市道天満通線及び市道田代本通線以西の区域に限る。）、東区、北区、西区、中村区（東海道本線以西の区域を除く。）、中区（東海道本線以西の区域を除く。）、昭和区（市道川原通線及び市道壇浜通線以西の区域に限る。）、瑞穂区（東海道本線以西の区域を除く。）、熱田区（東海道本線以西の区域を除く。）、中川区（東海道本線以西の区域を除く。）、南区（東海道本線以西の区域を除く。）、及び緑区（名古屋鉄道名古屋本線以西の区域（東海道本線以西の区域を除く。）に限る。）の区域
備考 この表に掲げる区域は、昭和49年11月1日における行政区画又は鉄道若しくは道路の名称によって表示されたものとする。	

※ 第18条第2項又は第3号に該当する地下水の採取の用に供されているもの

- (2) 建築物用地下水（建築物用地下水の採取の規制に関する法律第2条第1頁に規定する建築物用地下水をいう。）
- (3) 車両洗車用設備（自動車車庫に設けられたものを除く。）の用に供しようとするもの